

裁判官の研修

司法研修所においては、裁判官の自己研さんを支援することを主たる目的として、①合同研修、②個別研究、③その他の研修（派遣型研修、各種情報提供等）を行っている。

合同研修のうち「判事・判事補の研修」については、①裁判系（事件の分野別の研修）、②導入系（新たな職務等に就いた際の研修）、③基盤系（一般的資質・能力を涵養するための研修）の3系統に、「簡易裁判所判事の研修」については、①裁判系、②導入系の2系統に整理している。

判事・判事補の裁判系の合同研修（研究会）は、その主たる対象者に応じて、民事、刑事及び家裁の事件分野ごとに、

- ① 基礎研究会（左陪席クラスを主たる対象）
- ② 基本研究会（右陪席クラスを主たる対象）
- ③ 実務研究会（裁判長・右陪席クラスを主たる対象）
- ④ 専門研究会（特定のテーマについて研究・討議するのに適した裁判官を主たる対象）

の4類型を実施している。

判事・判事補の合同研修の全体像(イメージ)

